

申 込 資 格

§ 公営住宅に申込みができるのは、次のすべての要件を満たしている人に限ります。

(1) 湖南省内に3ヶ月以上住所を有し、または本市に6ヶ月以上勤務地を有し、かつ、同一職場に3ヶ月以上勤務年数を有する人
(住民票・在職証明書等で確認できる人でなければなりません。)

(2) 市町村税およびその他の使用料等(上下水道使用料・保育料・幼稚園料・給食費など)を滞納していない人

(3) 現に同居し、または同居しようとする親族があること。

注意

●同居しようとする親族には、届け出はしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある人および入居申込日から3ヶ月以内に結婚し入居可能な婚姻予約者を含みます。ただし、前者はその事実を証明できる人のみです。

●社会通念上不自然と思われる世帯分離、家族構成は認められません。

例 ・兄弟姉妹のみの構成による申込。(両親死亡の場合を除く。)

・ほかの者に扶養されている祖父母と孫との世帯による申込。

・おじ、おば、甥、姪、いとこ等との世帯による申込。

・夫婦の別居、父母の別居等による世帯分離の申込。

・離婚が成立していない世帯の申込。

●単身入居については、別に要件があります。

●DV被害者については、別に要件があります。

(4) 入居予定者全員の収入月額が次のいずれかの範囲であること。

①一般世帯は、158,000円/月以下。

②裁量階層世帯は、214,000円/月以下。

※上記の収入月額は手取りの金額ではなく、一定の算出方法で算出した金額です。

(5) 申込者および同居人が暴力団員でないこと。

(6) 現在、住宅に困窮されている人でその理由が次のいずれかに該当する人。

①部屋が狭く住居部分が1人当たり4.5畳以下となる。

(申し込もうとする住宅が現在と同じまたは狭くなる場合は不可)

②住宅がないため親族(婚約者含む)と同居できない。

・単身専用住宅または同居人がいる住宅に住んでいること。

③通勤に片道1時間以上かかる。

④家賃が高い。(収入月額の25%以上の家賃を支払っている。)

・生活保護受給者の場合は、住宅扶助の金額を超えて家賃を支払っていること。

⑤家主から正当な理由(自己の責めに帰すべき理由に基づく場合は除く)により立ち退き要求を受けている人、および持家を手放さなければならなくなった人。

⑥他の世帯と同居し、生活上不便である。

⑦住宅以外の建物または場所に居住している。

⑧不良住宅に居住し、または炊事場・便所等の施設を共用している。

※注意

持家のある方や、現在、他の公営住宅にお住まいの方は申込みできません